

2026年8月28日
全国港湾 26 発第 11 号
港運同盟発 26—第 37 号

国土交通省 港湾局
局長 安部 賢 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立 賢 次

港湾ロジスティクス拠点ターミナル形成支援等港湾政策に係る申入れ書

貴省は、26 年8月 27 日に「コンテナターミナルにおける自立走行車両の導入支援」、並びに、「港湾ロジスティクス拠点ターミナル形成支援」を盛り込んだ 27 年度予算概算要求を公表しました。

これらの支援事業は、港湾労働者の職域、並びに港湾運送事業者の業域に重大な影響を及ぼし、とりわけ、港湾労働者の雇用は深刻な危機に陥ることに直結するものです。したがって、本概算要求並びに本支援事業に対し、私たち港湾労働組合は断固として反対であることを表明します。

貴省が推進した港運の機械化・自動化導入の直近の施策は、「港湾機能高度化施設整備業（コンテナ荷役システム高度化支援施策）/令和2年3月」で、遠隔操作 RTG 導入支援でした。その際、公募についての「評価・審査の観点」として「遠隔操作 RTG の導入について関係者の合意がとれていること」が明記され、当該事業募集要綱では、「港湾運送事業者（労使）との調整状況について記載して下さい」、「関係者と文書による合意しているなど、取り交わした文書がある場合は、当該文書を添付してください」とまで注記しています。

また、上記の貴省の公募文書や募集要綱の取りまとめに当たっては、貴省と私たち労働組合との真摯な協議を重ねてきました。並行して、雇用と仕事を確保する立場から、真摯な労使協議も重ねた結果、「港湾における RTG の遠隔操作化に関する確認書」を締結しました。

その後、港湾労使は、貴省が港湾の機械化・自動化推進を企図することに備え、労使協定を締結しています。

21 春闘協定では「港運労使は AI 化、機械化などの案件が生じた場合は、港湾労働者の雇用に影響を及ぼさないよう最大限の配慮を行い、中央労使における協議・検討を前提として、誠意ある対応を進める」とし、22 春闘協定では「港湾の労使関係を見放した、一方的な港湾『合理化』には反対であることを産別労使の基本スタンスとして確認する。今後、自動化をはじめとした『合理化』が計画された場合、その導入には労使合意を前提とする」と確認しています。

以上の経緯をふまえ、貴省に対し下記の事項について責任ある対応を求め、別途、協議の場において貴意回答を示すよう申し入れます。

記

1. 「コンテナターミナルにおける自立走行車両の導入支援」、並びに、「港湾ロジスティクス拠点ターミナル形成支援」の施策について、港湾労働組合はもとより、港湾労使の合意のない限り進めないこと。
2. 港湾政策は、港湾労働者・港湾労働組合も重要なステークホルダーであり、港運事業者や港湾管理者だけとの協議は、前述した遠隔操作 RTG 導入の経緯にみる、国交省の基本姿勢を逸脱するもので、労働組合の理解と納得を欠いた施策の推進を行わないこと。そのために、労働組合を重要なステークホルダーとして、真摯な協議に応ずること。
3. 本件に当たっての港湾労使の協議に際して、行政として不当な介入を行わないこと。
4. なお、上記について誠実な対応がなされない場合は、労働組合として可能な行動を決断せざるを得ないことを付言します。

以 上